

官報

号外 昭和二十二年八月二十七日

○第一回 衆議院會議錄第二十九号

昭和二十二年八月二十六日(火曜日)

午後三時十四分開議

議事日程 第二十八号

昭和二十二年八月二十六日(火曜日)

午後一時開議

第一 生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案(内閣提出)

第二 金融機関再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、去る二十三日松岡議長は、片山内閣総理大臣申請の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

農林事務官(食糧管理局長) 山根 東明

一、去る二十三日片山内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

物價廳次長 大原總一郎
公正取引委員会委員長 中山喜久松

第一回國會議府委員を命ずる(八月十八日附)

外務事務官 島津 久大

第一回國會議府委員を命ずる(八月二十日附)

一、去る二十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
政党法及び選挙法に関する特別委員

水害地対策特別委員 橘 直治君

一、去る二十三日議長において、特別委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。
政党法及び選挙法に関する特別委員

小島 徹三君

水害地対策特別委員 河口 陽一君

一、去る二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。
道路運送法案

一、去る二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
道路運送法案(内閣提出)(第四七号)

運輸及び交通委員会 付託
一、昨二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
電力危機突破に関する決議案(石野久男君外四名提出)(第一二七号)

電氣委員会 付託
一、去る二十三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

裁判官弾劾法案

一、昨二十五日参議院から次の内閣提出案を撤回することを承諾した旨の通知書を受領した。
連合國占領軍、その將兵又は連合國占領軍に附屬し、若しくは随伴する者の財産の收受及び所持の禁止に関する法律案

昭和二十一年勅令第三百十一号(昭和二十年勅令第五百四十二号)ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令の一部を改正する法律案

一、昨二十五日内閣から次の議案を撤回することについて参議院の承諾を得た旨の通知書を受領した。
連合國占領軍、その將兵又は連合國占領軍に附屬し、若しくは随伴する者の財産の收受及び所持の禁止に関する法律案

昭和二十一年勅令第三百十一号(昭和二十年勅令第五百四十二号)ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令の一部を改正する法律案

一、去る二十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員加藤静雄君提出菊花紋章の標示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員加藤静雄君提出法文の用語に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

菊花紋章の標示に関する質問

十六弁菊花の紋章が皇室の家紋であることは、あまねく知悉されているところである。しかるに新憲法施行以後に発行せられた各種の通貨、印紙及び郵券等の上部には、依然としてこの紋章が配置されている。思うにこれは菊花紋章がかつて軍旗、軍艦、砲、銃等に配されて、天皇の軍隊を誇り、無謀なる戦争に突入して人類の平和を攪乱し、わが國を今日の惨状に導いた帝國主義日本の象徴であることを、何ら自ら顧みようとせず、温存せんとするものと断ぜざるを得ない。

従つて、わが國が天皇主権制を改廢して、主権在國民制を確立し、且つ帝國主義を廢棄して平和愛好國家として再出発したる今日、何ら日本國の正式紋章にもあらざる皇室の家紋を、通貨、印紙、郵券等に標示することは、憲法の規定する日本國成立の根本義と背反するばかりでなく、延いては帝國主義的影響を温存せしむるの作用を、必然的に伴うものである。右について政府の所見を質し文書答弁を求める。

昭和二十二年八月二十二日
内閣総理大臣 片山 哲
衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院議員加藤静雄君提出菊花紋章の標示に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤静雄君提出菊花紋章の標示に関する質問に対する答弁書

新憲法施行後なお各種の通貨、印紙及び郵券に菊花紋章を標示することとは適當でないと考え、政府は、すでに郵便切手等郵券については今後新に発行する圖案には菊花紋章を標示しないことに措置し、現に過日発行した貿易再開記念切手にはこれを標示しなかつた。通貨についてもまた、今後新な様式を以て製造に着手するものについてはこれを標示しないよう措置する方針である。

〔参照〕

法文用語に関する質問

すべての法令の中には、憲法の原則と一致せず、直接または間接に、國民の自由及び幸福を侵害し、回復することのできない過誤を伴うおそれある用語がある。その若干の例として左の項について質問する。

一、「尊屬」及び「卑屬」という用語は、尊いものと卑しいものの存在を意識するものであつて、必然的に封建的身分觀念を温存し、且つ國民平等の原則と一致しないものである。よつて例えば「先屬」及び「後屬」というが如き用語に改める必要があると信ずる。

二、「嫡出子」という用語の存在は、嫡出子にあらざるものとの身分的差別を肯定する前提に立つてゐる。かくの如きは、何ら本人の関

知しない出生の経緯によつて、その生涯の運命を傷つけ、且つ自由及び幸福を侵害し、償ふことのできない結果を招来する危険を持つものである。

右に対する政府の所見並びに改正の計画があるか政府の文書答弁を求めらる。

右質問する。

昭和二十二年八月二十二日

内閣総理大臣 片山 哲

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院議員加藤静雄君提出
衆議院議員加藤静雄君提出法文の用語に関する質問に対し別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤静雄君提出
法文の用語に関する質問に
対する答弁書

一、政府としても「専属」「専属」という用語の可否に疑問を持つてゐる。適当な用語があれば此の次の民法の大改正の機会に改めよう。

二、正当の婚姻によつて生れた子と、然らざる子とは、その氏の定め方、親権者の定め方等について別々の規定を要するので、或る程度呼び方に区別を設けるのは立法技術上避け難いことであるが「嫡出子」の語が適当かどうかは、將來民法の本格的改正をする迄に充分に研究したい。

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第一 生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案(内閣提出)

第二 金融機関再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案、日程第二、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案、日程第三、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長北村徳太郎君。

生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案
第一條 この法律施行の際生命保険中央会がその保険業務に關し有する権利義務は、その日において、主務大臣の指示するところに從い、協栄生命保険株式会社が、これを承継する。

協栄生命保険株式会社が前項の規定により権利義務を承継した場合においては、主務大臣の定める日までは、前に生命保険中央会の旧勘定(金融機関再建整備法第一條第一項の規定により設けられた旧勘定をいう。)に属していた保険契約については、債務の弁済、契約の解除、保険金額の減少その他の條件の変更又は当該保険契約に基く貸付は、これをなすことができる。

第二條 協栄生命保険株式会社が前條第一項の規定により生命保険中央会から承継した旧戦争死亡傷害保険による保険契約及び生命保険における戦争危険(戦争その他の変乱に因る死亡をいう。以下同じ。)の再保険契約に關する権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、協栄生命保険株式会社に對し、その損失を補償する。

第三條 この法律施行の際損害保険中央会がその保険業務に關し有する権利義務は、その日において、主務大臣の指示するところに從い、東亜火災海上保険株式会社が、これを承継する。

東亜火災海上保険株式会社が前項の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

東亜火災海上保険株式会社が前項の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

東亜火災海上保険株式会社が前項の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

東亜火災海上保険株式会社が前項の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

第四條 東亜火災海上保険株式会社が前項の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

東亜火災海上保険株式会社が前項の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

東亜火災海上保険株式会社が前項の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

東亜火災海上保険株式会社が前項の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

東亜火災海上保険株式会社が前項の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亜火災海上保険株式会社に對し、その損失を補償する。

第五條 協栄生命保険株式会社が、旧戦争死亡傷害保険法による保険に關する業務に基く收支、生命保険に關する戦争危険の再保険に關する業務に基く收支並びに前に外國保險會社を保險者としていた保險契約に關する業務に關する財産及び当該業務に基く收支を、夫、他の財産及び收支と区分整理しなければならぬ。

東亜火災海上保険株式会社が、前條第三項の保險會社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分整理しなければならぬ。

東亜火災海上保険株式会社が、前條第三項の保險會社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分整理しなければならぬ。

東亜火災海上保険株式会社が、前條第三項の保險會社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分整理しなければならぬ。

東亜火災海上保険株式会社が、前條第三項の保險會社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分整理しなければならぬ。

第六條 東亜火災海上保険株式会社が、前條第三項の保險會社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分整理しなければならぬ。

東亜火災海上保険株式会社が、前條第三項の保險會社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分整理しなければならぬ。

東亜火災海上保険株式会社が、前條第三項の保險會社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分整理しなければならぬ。

東亜火災海上保険株式会社が、前條第三項の保險會社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分整理しなければならぬ。

東亜火災海上保険株式会社が、前條第三項の保險會社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分整理しなければならぬ。

に貢献して来た生命保険中央会及び損害保険中央会が、終戦後その業務を縮小して残務整理の段階に入り、政府補償も逐次実行して来たが、終戦に伴い今後その存続の必要性を認めないので、この際これを整理することとし、その保険業務に関する権利義務はそれぞれ協榮生命保険株式会社及び東亜火災海上保険株式会社に承継させ、以て両中央会の業務を整理した後これを解散することとしたものである。

今本法案の要旨を挙げれば次の通りである。

先ず両中央会から承継した業務に對しては政府補償及び利益金納付の規定があり、従つて協榮生命保険株式会社及び東亜火災海上保険株式会社は、右の業務に基く收支を他の收支と區別整理しなければならぬことにしてある。

なお、協榮生命保険株式会社については、同社が承継することになつてゐるカナダサン及びマニユフアクチュアス両生命保険会社の保険契約者の利益を保護するため、前に外國生命保険会社を保險者としていた保險契約に関する財産及びその業務に基く收支を他の財産及び收支と區別整理しなければならぬと規定してゐる。

又協榮生命保険株式会社及び東亜火災海上保険株式会社が、両中央会から承継する業務に関する税法上の特例は、從來の生命保険中央会及び損害保険中央会の規定と同様である。

最後に、本法の規定により協榮

生命保険株式会社及び東亜火災海上保険株式会社に保險業務に関する権利義務を移轉した後、両中央会は主務大臣の指定する日において解散することとし、生命保険中央会及び損害保険中央会法は、廃止することになつてゐる。

二、議決の理由

本案は、終戦後の新事態に對應し機宜の処置をとつたものと認めらるが、附則において、生命保険中央会及び損害保険中央会法の廃止の期日は、政令で定めることになつてゐるのは、新憲法による國會中心主義の原則に反し、唯一の立法機關として認められた國會の權威に關する問題であるので、法律を廢止する期日は政令ではなく、法律で規定するのが至当であるから、別紙のように修正議決した次第である。

昭和二十二年八月二十五日

財政及び金 北村徳太郎
融委員長

衆議院議長松岡陶吉殿

(小字及び一は修正)

生命保険中央会及び損害保険中央会の保險業務に關する權利義務の承継等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第九條 生命保険中央会及び損害保険中央会は、主務大臣の指定する日において、解散する。

生命保険中央会及び損害保険中央会は、前項の規定により主務大臣の指定する日以後においても、清算の目的の範圍内においては、その清算の終了に至るまでは、なお存続するものとみなす。

前項に定めるものの外、第一項の場合において必要事項は、政令でこれを定める。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第十條 生命保険中央会法及び損害保険中央会法は、これを廢止する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第九條の規定は、第九條第一項の規定により主務大臣の指定する期日は、政令でこれを定める。日から、これを施行する。

生命保険中央会法及び損害保険中央会法は、これを廢止する。但し、生命保険中央会法及び損害保険中央会法の廢止前になした行為に對する權利の適用については、なおその効力を有する。生命保険中央会及び損害保険中央会の存続する間も、また同様とする。

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

金融機關再建整備法の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第三号及び第八号中「株主」を「その株主」に改める。

第二十六條の二 金融機關經理應急措置法第二十二條第二項の規定により主務大臣の認可を受けて資本を増加した金融機關については、

第十三條第一項第二號、第二十四條第一項第三號及び第八號、第二十五條第一項第三號並びに第二十六條第一項及び第七項の資本には、その増加した資本を含まな

い。

前條第二項乃至第六項及び第八項の規定は、前項の金融機關には、これを適用しない。

第一項の金融機關が第五十七條

第一項に規定する金融機關である場合において、當該金融機關の會員又は組合員が、第二十四條の規定により、その出資の全額に相當する確定損を負擔し、當該金融機關の會員又は組合員でなくなつたときは、その者は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後六箇月を限り、資金の貸付、施設の利用その他當該金融機關の會員又は組合員の受ける利益を受けることができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨

本案は、戦後經濟の安定とその健全な発達を図るために制定された金融機關再建整備法について、企業再建整備法の改正と同様に、その再建を円滑にするために新勘定における増資をなし得る途を開くこととし、これがための所要の法的措置を講じようとするものである。

今本案の要旨を挙げれば次の通りである。

先ず銀行その他の金融機關が金融機關經理應急措置法によつて主務大臣の認可を受けて、新勘定における増資をなした場合においては、當該出資をなした株主等は、當該出資に關しては確定損失を負擔しないこととした。

次に當該金融機關は、株主等が指定時における資本の全額に相當する金額の確定損失を負擔しなければならぬときにおいても、解散することなくそのまま存続し得る途を拓こうとしてゐる。

なお、右の新勘定増資をした金融機關が市街地信用組合、農業會等組合組織の金融機關である場合において、その會員又は組合員が最終処理により指定時における資本全額に相當する金額の確定損失を負擔することとなり、旧勘定に屬する出資金がなくなる結果、會員又は組合員である資格を喪失した場合でも、當該金融機關の新勘定及び旧勘定の區分の消滅後、六箇月を限り従来通り資金の貸付、施設の利用その他當該金融機關の會員又は組合員であると同様の利益を受けることができることとしてゐる。

二、議決の理由

金融機關の再建整備を迅速に行ふ必要があることは認めるが、これに伴つて発生する財界の混乱はできる限り、これを回避しなければならぬ。本改正法律案はかかる見地から金融機關再建整備法に欠けていた條文を追加しようとするものであつて、適當なものであると思つて、可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十二年八月二十五日

財政及び金 北村徳太郎
融委員長

衆議院議長松岡陶吉殿

労働者災害補償保險特別會計法

の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険特別会計法の
一部を次のように改正する。

第二條 第五條、第十一條及び第
十五條第三項中「厚生大臣」を「労働
大臣」に改める。

附則に次の一項を加える。

労働者災害扶助責任保険法廃止
の日までは、第一條中労働者災害補
償保険法とあるのは、労働者災害扶
助責任保険法を、労働者災害補償保
險事業とあるのは、労働者災害扶
助責任保険事業を含むものとする。

附則

第二條、第五條、第十一條及び第
十五條第三項の改正規定は、労働者
設置法施行の日から、これを施行す
る。

附則の改正規定は、昭和二十二年
七月一日から、これを適用する。

労働者災害補償保険特別会計法
の一部を改正する法律案（内閣
提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本改正案の要旨及び目的は次の
二点にある。

即ち、改正の第一点は管理大臣の
変更に関する改正であり、近く労働
省の設置に伴い、労働者災害補償保
險特別会計の管理を厚生大臣から
労働大臣に移管するため、所要の
改正を行わねばならぬものである。

次に改正の第二点を述べれば、勞
働者災害扶助責任保険特別会計法
は、労働者災害補償保険法の七月一
日からの施行を前提として、六月三
十日限り廃止されたが、後者が労働
基準法との関係から、その施行日が

延期されたため、前者もその廃止の
時期を延期させ、七月一日から同法
が廃止されるまでの期間における
労働者災害扶助責任保険事業経営
に関する歳入歳出を、便宜上労働
者災害補償保険特別会計に含めて
経理することとしたものである。

二、議決の理由

労働者災害補償保険法の施行が
労働基準法との関係から延期され
たため、この種の措置は当然とら
なければならぬものと考え、原
案通り可決すべきものと議決した
次第である。

右報告する。

昭和二十二年八月二十五日

財政及び金 北村徳太郎
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

〔北村徳太郎君登壇〕

○北村徳太郎君 たいだいま議題となり
ました生命保険中央会及び損害保険中
央会の保険業務に関する権利義務の承
継等に関する法律案、金融機関再建整
備法の一部を改正する法律案及び労働
者災害補償保険特別会計法の一部を改
正する法律案につきまして、財政及び
金融委員会における審査の経過並びに
結果を御報告申し上げます。

まず生命保険中央会は、昭和二十年
四月一日、生命保険中央会法に基いて
設立された法人でございます。戦争
危険の再保険業務、戦争死亡傷害保
険業務及び普通生命保険業務を行つて
きたのであります。また損害保険中央
会も、同じく昭和二十年四月一日、損
害保険中央会法に基いて設立された
法人でございます。戦争保険、地震
保険の業務、普通損害保険の再保険業

務及び普通損害保険業務を行つてきた
のであります。しこうして、これらの
両中央会は、戦時國民生活の安定に資
してきただけでありますが、終戦に伴
い今後在続せしめる必要もなく、また関
係方面の意向もあつて、生命保険
中央会及び損害保険中央会の保険業務
に関する権利義務を、それら協榮生命
保険株式会社及び東亜火災海上保険株
式会社に承継せしめることになつた
のであります。従つて、協榮生命保
険株式会社が生命保険中央会から、承
継した権利義務に係る業務によつて損
失を受けたときには、政府はこれを
補償し、また利益を得たときには、そ
の利益を政府に納付しなければなら
ないこととしたのであります。また東
亜火災海上保険株式会社の場合も同様
であります。

右のような規定がありますから、協
榮生命保険株式会社及び東亜火災海上
保険株式会社は、右に述べました業務
に基く収入を、他の収支と区分整理し
なければならぬことになつてゐる
のであります。なお、協榮生命保険株
式会社については、前に外國保險會社
を保險者としていた保險契約に関する
財産及び収支を区分整理しなければ
ならないことになつてゐますが、こ
れは同社が承継することになつてゐ
るカナダン及びマニファクチュラス
両生命保險會社の保險契約者の利益を
保護するためであります。

協榮生命保險株式會社及び東亞火災
海上保險株式會社が、同中央會から承
継する業務に関する税法上の特例は、
從來の生命保險中央會法及び損害保
險中央會法の規定と同様であります。本

法の規定によりまして、保險業務に関
する権利義務をそれらの會社に移轉
した後、両中央會は主務大臣の指定す
る日に解散することにし、生命保險中
央會法及び損害保險中央會法は廢止す
ることになつておるのであります。

次に、當委員會における審査の概況
を申し上げたいと思ひます。本改正案
は、去る七月十日日本委員會に付託に
なつたものであります。その後數回に
わたつて委員會を開き、政府と委員諸
君との間に熱心なる質疑應答が交され
ました。今簡単にその大要を申し上げ
ます。

まず委員より、協榮生命保險及び生
命保險中央會の今後の動きについて質
問があつたのでございまして、政府よ
り、協榮生命保險は昭和十年に設立さ
れて、生命保險の再保險業務と弱體保
險を取扱つていたが、生命保險中央會
がその業務を吸收合併することになつ
たので、協榮生命保險會社は解散し
た、しかし終戦に伴い中央會の存在理
由がなくなり、再び協榮生命が発足
し、先づ創立されたのである、そこ
で、生命保險中央會が担当してゐた國
家關係の事務及び旧協榮生命系統の仕
事は、再出発した協榮生命に引継がせ
るのが妥當であるといふので、これを
承継人に定めたわけである、生命保險
中央會は、今後もつばら清算の事務に
當ることになる、もつとも清算といつ
ても、保險關係の事務は協榮生命に資
産、負債とも引継ぐので、整理債務とい
うものはきつめてノミナルなものであ
ると思ひ、中央會の基金並びに基金に
準ずる勘定だけであつて、實質上は大
體終了する予定であるとの答弁があり
ました。

次に委員より、近く貿易が再開され
ると、外國商社が日本に進出し、保險
業務を取扱う會社も相當出てくると思
うが、わが國のように保險業と銀行業
とを別々に分離してゐたのでは、その
維持經營形態などが相當苦しくなつて
くるのではないかと思ひ、いかんとの
質問に対し、政府より、われわれとし
ては金融機關再建整備法を著々実行
し、不良な資産をすべて洗つて、すつ
きりした形の金融機關を再建し、金融
機關のコストを極力切り詰めて、コスト
の安い營業を成立せしめるように指導
する方針である、また外國商社に対し

次に、當局として第二會社の設立は
すべてこれを許すのか、あるいは取捨
選択するのか、選択するとすれば、そ
の範圍はどうであるかといふ質疑に対
し、政府は、インフレ高進の現況で
は、保險會社の立行きはむづかしいけ
れども、安定を待てば、相當堅実な出
発を期待できるといふものに対しては
これを復活させるが、どうしてもそれ
が困難なものは許可しない、ただちに
合併あるいは解散の措置をとりたいと
考へてゐるとの答弁がありました。

さらに、現在保險會社の整理に最
も適當な時期だと考へるが、これを整
理あるいは監督するに、生命保險協
會とか、あるいは別途の民主的機關
をつくつてはどうかとの質問に対し、
政府は、ただいま生命保險に關しては
保險復興會議といふ民主的機關を設
けることにしてゐるので、この活用
によつて、そうした趣旨のごときもの
を十分取入れていきたいとの答弁があ
りました。

次に委員より、近く貿易が再開され
ると、外國商社が日本に進出し、保險
業務を取扱う會社も相當出てくると思
うが、わが國のように保險業と銀行業
とを別々に分離してゐたのでは、その
維持經營形態などが相當苦しくなつて
くるのではないかと思ひ、いかんとの
質問に対し、政府より、われわれとし
ては金融機關再建整備法を著々実行
し、不良な資産をすべて洗つて、すつ
きりした形の金融機關を再建し、金融
機關のコストを極力切り詰めて、コスト
の安い營業を成立せしめるように指導
する方針である、また外國商社に対し

ては、極力日本の物件を対象としない
保険を考へてもうよう案請している
次第であるとの答弁がありました。

次に討論に入り、社会党の中崎委員
より、各派共同提案の修正案につい
て、次のような説明並びに意見が述べ
られました。

第一に、原案では生命保険中央会
及び損害保険中央会法の廃止の期日は
政令で定めることとなつていたが、法
律を廃止する期日は法律で規定するの
が適當であると考えられ、またこれに
ついては連合國最高司令官も同様の意
見であるので、生命保険中央会及び
損害保険中央会法は、本法第九條第一
項の規定により主務大臣の指定する
日、すなわち生命保険中央会及び損害
保険中央会が解散する日に廃止すると
規定したこと。

第二條に、生命保険中央会及び損害
保険中央会が解散する日において、生命
保険中央会法及び損害保険中央会法が
廃止されると、生命保険中央会及び損害
保険中央会の存立の基礎法が廃止され
ることになつて、法人格のない中央会
が清算をしなければならぬことにな
る、よつて法律上不能に陥るので、第
九條第二項に民法第七十三條に準じた
規定を置いたほか、生命保険中央会
及び損害保険中央会法の廃止後もなお
その効力を有すると規定したこと。

第三に、右のほか生命保険中央会
及び損害保険中央会法の廃止前になし
た行為に対する罰則の適用について
も、生命保険中央会法及び損害保険中
央会法は、その廃止後も効力を有する
と規定したこと、以上三點の修正であ
ります。

次に採決に入り、右の各派共同提案

の修正案は、全会一致をもつて可決さ
れ、修正部分を除いた原案について
も、全会一致をもつて可決されまし
て、本案は修正議決されました。

次に、労働者災害補償保険特別会計
法の一部を改正する法律案について簡
單に申し上げます。

まず改正の第一点は、管理大臣の変
更に關する改正でありまして、労働者
災害補償保険特別会計は厚生大臣の管
理におかれてゐるのでありますが、近
く労働省の設置に伴ひ、これを労働大
臣の管理に変更するため所要の改正を
行ふとするものであります。

第二点は、労働者災害扶助責任保險
事業に關する歳入歳出を、労働者災害
補償特別会計において整理することに
ついて、所要の改正を行はんとするも
のであります。従來の労働者災害扶
助責任保險特別会計法は、六月三十日
限り廃止せられたのでありますが、こ
れは七月一日から労働者災害補償保險
法が施行されることを前提としてとら
れた措置でありました。しかし、同法は
労働基準法との關係からその施行日が
延期せられた關係上、労働者災害扶助
責任保險法もその廃止の時期が延期せ
られましたため、七月一日から同法が
廃止されるまでの期間における労働者
災害扶助責任保險事業經營に關する歳
入歳出を、便宜上労働者災害補償特別
会計に含めて整理することにいたさん
とするものであります。

本案はさして問題もないようであり
ますので、適正妥當のものと思ひ、原
案通り全会一致をもつて可決されまし
た。

最後に、金融機關再建整備法の一部
を改正する法律案につきまして、当

員会における審査の経過並びに結果に
ついて御報告申し上げます。

本改正案は、さきに企業について、
企業再建整備法の改正によつて新勘定
における増資を認めたと同時に、金融機
關についても同様の途を開くこととし、
所要の法的措置を講じようとする
ものであります。すなわち銀行その他
の金融機關が、金融機關整理應急措置
法により主務大臣の認可を受けて新勘
定において増資をした場合、その出資
をなした株主等は、当該出資に關して確
定損失を負担しないこととするものと
し、その金融機關は、株主等が指定時
における資本の金額に相當する金額の
確定損失を負担しなければならぬとき
においても、解散することなく、その
まま存続し得る途を開こうとするもの
であります。なお、右の増資をした金
融機關が組合組織の金融機關である場
合、その會員または組合員が、最終処理
により指定時における資本の金額に相
當する金額の確定損失を負担すること
となり、旧勘定に關する資金がなくな
る結果、會員または組合員である資格
を失つた場合でも、当該金融機關の新
勘定及び旧勘定の区分の消滅後六箇月
を限り、從來通り資金の貸付施設の利
用その他その金融機關の會員または組
合員であると同様の利益を受けること
ができることとし、もつて會員または
組合員の便宜をはかることとしようと
するものであります。

次に、当委員会における審査の概況を
述べてみたいと思ひます。本改正案は、
去る七月二十二日本委員会に付託され、
委員会を開くこと五回、政府と委員諸
君との間に熱心な質疑が交されました。
いまその大要を簡単に申し上げます。

まず委員から、金融機關再建整備の
現況いかんとの質問があり、政府か
ら、金融緊急措置令の改正、金融機關
整理應急措置法、金融機關再建整備
法、この三つの法制の上に立ち、現在
進行の過程にあつて、大體中間処理と
最終処理の二段階にわけることができ
る、中間処理とは、金融機關の暫定評
価基準というものをつくつて、金融機
關の旧勘定を整理した結果、第二封鎖
預金をどれだけ支拂えるかという見透
しをつけて、その支拂い得る額を第一
封鎖預金とするという措置がこれであ
る、立法當時は、昨年中にこれを行
う予定であつたが、評價基準の決定が遅
れ、最近ようやく決定をみたが、経済
再建整備委員会において大綱を決定
し、それに基づいて金融機關で整理して
いる、その期日は大體七月一日に遡及す
るのである、一方これと関連のある企
業の再建整備は、六月一日を評價基準
として目下進行中で、これにより企業
の方の支拂い得る額をそれ、金融機
關に通知してゐる金融機關側は、それ
を受けて整備を急ぎ、八月中には完了
し得るようになる、そうならば、九月
には大體第二封鎖預金の支拂いとなし
得る見込がつき、第一封鎖預金の方に
移すといふふうに考へてゐる、なお、
その過程において金融機關の整理状況
を内容的に見ると、特殊銀行において
は、大體二つぐらいの銀行が資本金を
全部損失に充てるようである、普通銀
行では、二、三の銀行が資本金が全部
なくなり、保險会社では、損害保險會
社はごく一部がなくなり、生命保險會
社にあつては、大部分のものが資本金
がなくなる、また信用組合、市街地信

用組合、農業會、無盡會社等においては、
半分以上のものが大體資本金がなくな
る見込である、さうなれば、結局解散
か合併、または第二会社をつくるより
方法がない、特に人事の關係は非常に
ごた／＼して、金融機關の公的任務が
遂行できなくなるという心配があるの
で、危険を未然に防止することにおい
て、資本金のなくなるものは増資を
し、預金者の混乱を防止するといふの
が法案の趣旨である、さらに最終処理
の方は、中間処理を待つての上進め
るわけで、ただいまのところ、いつに
なるかは申し上げにくい、もう一つ企
業及び金融機關の再建整備に關連し
て、第一資本勘定における第一封鎖預
金を支拂い財源としての不足額、これ
は國家において補償することになつて
をり、百億円を限度としてゐるとの答
弁がありました。

次に、金融機關再建整備の結果、國家補
償の増額程度及び第一封鎖に繰込み得
る第二封鎖金額はどのくらいかとの質
問がありました。これに對し、國家補
償に關しては企業の方の金融機關に對
して支拂い得る限度を見る必要があ
る、ただいまの評価基準から推して、
大體五十億乃至七十億といふ程度であ
る、また第一封鎖に繰込み得る第二封
鎖金額は、各金融機關ごとにその割合
を決定するので一律には言えないが、
大體打切率は六〇%から七〇%と考へ
てゐることでありました。

次に、それではそれらの金融機關で
出される資金の範囲はどうかとの質問
があり、政府より、市中金融機關につ
いては的確なことは捕捉しがたいが、復
興金融庫から出しているものは、今
までのところ、大體件数にして貸出し

の約半分は中小商工業、金額にして約七%ぐらいになつてゐるとの答弁がありました。その他の質疑については速記録により御了承願ふことにいたしました。と思ひます。

次に討論に入り、各党代表者より、金融機関再建整備法は、日本の金融機関の再建、ひいては企業の再建に重大な問題を蔵してゐる大きな法律である、この法律に対して、このたびその運用上の不備な点を修正されるということは、まことに結構だと思ひますが、問題は法案の修正そのものよりもその運用にあり、この新しい改正案が早急に実施せられ、いろいろの弊害、副作用を除いて、その目的を十分に達せられるよう希望するとの賛成意見が述べられ、本案も全会一致可決を見た次第であります。右、簡明ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。日程第一の委員長報告は修正でありまして、日程第二の委員長報告は可決であります。両案とも委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第三は委員長報告の通り可決いたしました。

鉄鋼百万吨生産達成に関する緊急質問(生悦住貞太郎君提出)

○叶凸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、生悦住貞太郎君提出、鉄鋼百万吨生産達成に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 叶君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

鉄鋼百万吨生産達成に関する緊急質問(生悦住貞太郎君登壇)

○生悦住貞太郎君 わが國民經濟を破局への轉落より救うために、國をあげて生産再建に邁進いたさねばならぬときにあつて、私は今日鉄鋼の過少生産が全産業と國民經濟に及ぼす重大性について愚見を申し上げ、これが増産達成に対する政府所信を質したいと思

うのであります。

鉄鋼と石炭の生産が向々相まつて初めて産業の復興が可能であるという根本原則と、わが國産業の根幹たる鉄鋼の重要性とに對し、政府はたゞして現実に透徹せる認識と理解とに欠くる点なきや、少なからざる不安を禁じ得ないのであります。そこで、まず政府の本年度鉄鋼生産計画の成否について検討を必要とするのであります。普通鋼鋼材七十万吨生産達成は、まことに遺憾ながら至難であると言わなければならぬのであります。

すなわちこの生産計画には、原料炭二十八万吨、重油十五万六千キロリットル、鉄鉄四万九千トンの輸入並びに電極八千トン及び電力十五億キロワット・アワーの確保を必須前提條件としておるのであります。原料炭の輸入については、現在の種々なる情勢より推して、開港場にこれを期待するのは困難でありまして、その補充として、多少目的を異にしておりますが、当局は樺太炭の輸入に最善を盡されつつあります。しかし、これも一部輸入の実

現を見たのみで、現在は頓挫の状態にあるのであります。鉄鉄もまた予定量の三分の一以上の輸入は困難と予測され、電極に至つては、その所要量確保の見透しはきわめて悲觀的で、特殊物件はすでに底を拂い、ピッチ・コークスの在庫使用も政府は三千トンとみて

おるが、二千トン程度と見ねばならぬ、天然電極も政府は國內及び輸入を合して七千六百トン確保を予定しておりますが、五千トン内外と推定されるのであります。電力事情また悲觀的で、この配電計画を一層重点的に改善せなければなりません。以上のほか、良質鉄石の確保についても全く不安なものと云えないのであります。石炭の入荷状態が今後も改善されない場合は、労働者の食糧及び住宅問題、特に最近著しき金融枯渇に伴う經營難等についても、一層英斷の施策を要するものと思われるのであります。

かくのごとき事情を綜合するに、適切な臨機の對策を講じないで事態の推移に委する場合は、本年度七十万吨の普通鋼鋼材の生産はとうてい至難でありまして、わずかに五十六万吨見當を予想せざるを得ない実情なのであります。これが打開の方法といたしましては、積極的かつ効果的の措置を講じ、万難を排してその生産に邁進すべきであります。

おるが、二千トン程度と見ねばならぬ、天然電極も政府は國內及び輸入を合して七千六百トン確保を予定しておりますが、五千トン内外と推定されるのであります。電力事情また悲觀的で、この配電計画を一層重点的に改善せなければなりません。以上のほか、良質鉄石の確保についても全く不安なものと云えないのであります。石炭の入荷状態が今後も改善されない場合は、労働者の食糧及び住宅問題、特に最近著しき金融枯渇に伴う經營難等についても、一層英斷の施策を要するものと思われるのであります。

次に、鉄鋼需給の面についての問題であります。政府計画の生産が百パーセント達成されるものとして、本年度普通鋼鋼材供給は、在庫を合わせて七十二万吨であります。しかるに、昨年度においてさへ鉄鋼の實際消費量は約百二十万吨であつて、もとより本年度は昨年度に比べて二段と各部門の生産状態を改善いたさねばならぬのであります。本年度における各部門の要求する鉄鋼の總量は、普通鋼鋼材百九十六万八千トン、鑄物用鉄鉄五十五万三千トン、鉄鋼二次製品三十万四千トン、合計二百八十二万五千トンであります。目下最も緊要なる戰災復興、補修復旧並に進駐軍用をしばらくわく外に置くといはしても、將來安定期における最低限民生安定維持産業に必要とする鉄鋼量は、一箇年三百万吨であつて、この数字は今や國民の常識となつております。

すなわち、具体的方策として第一に、鉄鉄輸入不足量は國內電氣炉鉄の増産及びくず鉄の収集によつてこれを補充し、次に、電力については深夜電力その他降雨地区、時期的余剰電力の徹底的活用を策し、電極に對しては極力消費を規正し、不足量は急速に輸入

極東委員会は、この必需數量を二百七十五万トンと計算いたしました。この二百七十五万トンに、本年度總供給量七十二万トンを比較すれば、わずか

に二六%の供給率となりまして、この七十二万トンをもつて、二百七十五トンの場合の配当量をそのまま充当すると仮定いたしますと、石炭、電力、肥料、陸運、船舶の五つの部門への配当に足るのみでありまして、他の鉄鋼、鋳業、繊維、石油、化学薬品、ガス、製塩、蚕糸、特定機械、医薬衛生、農機具、土葬等の大部分の産業部門並びに通信、生活用品、官需、輸材料には全然配当不能となるのであります。

また、これをかりに一律按分して配当量を圧縮するとすれば、鉄道は現在の交通地獄よりの脱却はおろか、その一部の運轉休止をさへ予想され、石炭三千万トンの出炭はもろろん不能となり、海運、小運送は最低限能力の三分の一前後に低下し、化学肥料の増産頓挫は主食の不足を一層深刻化し、輸出品生産も極度の不振となりまして、従つて食糧、原綿、石炭、重油その他必須輸入物資の輸入を阻み、その他一切の産業は萎微し、通信、治水等すべての公共施設の復旧を停頓せしめ、さらに各産業部門の相互関連に因由する累加的悪影響は、まったく日本再建に絶望的な影響を予想せざるを得ないのであります。

十万吨を得て、ようやくこの需要に應じ得たのであります。この百二十万トンは、なお民生安定維持最低量の二分の一弱にしかすぎません。しかるに、さらにそのまた二分の一強にしかあたらな普通鋼鋼材七十二万トン内外の総供給量をもつて本年度を乗り切らんとすることは、過日商工省で発表した鉄鋼需給実相報告の中にもありまして、現在わが國の人口八千万として、一人当り消費量はわずかに九キロとなるのであります。明治三十九年の一人当り消費量に相当し、まさに四十年の退化を招来することになるのであります。それは、ほとんど交通機関もなく、燈油ランプ、ガス・ランプを使用した時代に逆行するの結果を生ぜしめ、政府計画はおよそ無謀に近く、需給関係とその結果に無関心なものと断ぜざるを得ないのであります。

(拍手)
ここにおいて、私は第一の質問を提出いたします。鉄鋼需給関係につきまして、政府はわが國産業を絶望的過小生産に陥らしめんとする現状打開の方策を講じつつありや。講じつつありとすれば、その方法いかん。右の質問に對し、安本長官和田博雄君の明確なる御答弁をお願いいたします。

これについては、借款成立による輸入鋼材をもつて現状を救うという途もありませんが、これは最後の方策であつて、國內資源によりわれ／＼の盡すべきを盡さずして、安易に輸入に走ることは、借款を與えた連合國の深甚なる好意にこたうるゆゑんでは決してないと思ふのであります。ここにおいて私は、前途に希望を捨てず、光明を目ざして現状を打開する方途を講じ、全能力を発揮し、増産達成に邁進いたさねばならぬ時であり、本年度普通鋼鋼材をさらに三千万トン増産し、七千万トン計画と合わせて最低限百万トン生産を完遂すべきであると信ずるものであります。

しかば、その方策いかん。私は政府の生産計画を批判し、併せて私の日ごろ抱懐する対策をここに述べることにいたします。まず熔鋸炉を主体とする鉄鋼一貫作業であります。何ゆゑこの方式を固執する必要があるのでしょうか。わが國のこの生産方式は、高度國防國家とくず鉄輸入禁止による対策として、どんな方式に企画されたものであつて、日本鉄鋼業の自然的発展として成立したものではありません。しかし戦時中においてすら、米英諸國のそれのごとく高効率に達することはできなかつたではありませんか。すでに今日は平和國家として、軍艦旗も連隊旗も廃棄した日本にとつて、この生産方式はその第一義を失墜しておるのであります。また戦前のごとく日本の資本が海外に伸びて、原燃料を確保するということは、当分望みがたいのであります。

もちろん、現下の鉄鉄飢饉と鉄鉄輸入の見込薄を考えれば、にわかに熔鋸炉の存在價值を全面否定するわけにはまいりませんが、目下の深刻なる石炭不足を脱却するため、この歴大な石炭消費する鉄鋼一貫方式は必要最小限度に止めるべきであると断言いたします。一貫作業の利点とするものは副産物であるが、われ／＼のめざすところは鉄鋼の絶対量であつて、副産物は二次の問題であります。副産物は、鉄鋼以外にも肥料、ガス、コークス等よりの供給源もあるのであります。鉄鉄の輸入により節約される原料炭を他部門に振り当て、その生産をはかることも可能なのであります。また長い眼でながめても、わが國の一貫作業が、やがては過剰生産に轉ずる米英諸國の鉄鋼業と太刀打ができるものではないと深く案ずるものであります。

次に、景氣変動に最も敏感な鉄鋼業が、日本のごとき資源力、資本金の乏しい國において、この伸縮容易ならざる一貫方式を守り抜くことができないであらうか。また現在及び近き將來における貧弱なるわが國の海運力及び高運費で、一貫作業が円滑に行い得るではありませんようか。

○議長(松岡駒吉君) なるべく簡単に願います。

○生悦佐真太郎君(續) 靜かにわが國の國力を省みると、短期的にも長期的にも、この一貫方式は、鶏を割くに牛刀を揮ふの感なきを得ないのであります。この観点より、私は極力鉄鉄及び鋼片、半製品の輸入を促進し、平炉及び電氣炉、または圧延を中心とする伸縮容易にして世界市場の変動に應じ得る生産方式に改めることを、現下の危機を救ひ、わが國將來の鉄鋼政策を確立する一石二鳥の方策なりと信ずるものであります。

さらにまた品質の点よりも見て、外國鉄鉄は製鋼・圧延に決定的な効果をもつ点に鑑み、これによる内外鉄の價値の開きは、とうていその比とするところではありません。かくのごとき種種なる弱点を有する一貫作業は、断じてわが國鉄鋼業の本筋として認めるべきでなく、補助的部門としての役割に置くべきものと思惟する次第であります。現下の危機を打開し、將來の飛躍の礎石を築かんために、われ／＼はかかる迂路をたどることなく、さらに直接かつ確実なる生産方式によるべきであると提言いたします。

しかば、その方式いかん。現在日本の鉄鋼資源中唯一とも言うべきは、三百余万トンに及ぶくず鉄、及び少くとも二十万トンは予期されるくず鉄、五十万トンは見込み得る不用鋼材、これでありまして、これを活用することこそ、危機打開の非常手段として、また

將來の鉄鋼、くず鉄の輸入に対する連
續機として残された最後の切札であり
ます。さいわいにして戦災を免れた平
炉、電気炉、圧延機、剪断機は、現在
使用の数倍のものが遊休のまま放置さ
れております。設備に不足はない。ま
たかつては、かかるくず鉄処理の製鋼
技術には、日本の鉄鋼業は多年の経験
をもつておるのであります。従つてこ
の生産方式を増強することについて
は、特別に設備資金も技術育成も必要
としない。あすからでも、その態勢に
はいり得るのであります。

○議長(松岡駒吉君) なるべく簡明に
願います。

○生悦佐貞太郎君(続) まだ／＼申し
上げたことがあります、以上述べ
ました諸施策によつて全きを得るなら
ば、三十万トンの増産になり、基本の
七十万トン計画と合計すれば百万トン
の生産となり、日本経済を崩壊の直前
においてこれを支えることができるの
であります。(ヒヤ／＼)しこうし
て、もし今まで述べた施策が時期的に
遅延、もしくは予期せざる障害に遭う
場合といえども、私は決して百万トン
案を放棄するものではないのでありま
す。(拍手)だから、石炭供給について
は一二%の配当量を鉄鋼に向つて一段

と傾斜することを強く要望するもので
あります。いたずらに過小生産の深淵
を前に拱手傍觀、海外の援助をから頼
みするがごとき態度や、数年後の鉄鋼
の隆盛を夢みて、現下の危機打開を等
閑に附するがごときは、日本再建の責
を負うわれ／＼として、断じて許さる
べきではありません。(拍手)

私がここに提示いたしました施策
も、決して達成容易とは申しがたいの
であります。しかし、これ以外に現
在血路はないと信ずるものでありま
す。しこうして、この血路打開に全力
を傾倒してなお不足あるときこそ、輸
入懇請の名分が立つのであり、また連
合國においても、われ／＼が最後の努
力を盡さざる限り、快く援助の手を差
伸べることはないであらうと思いま
す。ここにおいて政府も奮起一番、百
万トン計画に邁進せんことを強く要望
するものであります。

私の提唱する百万トン生産達成案に
対し、いかなる見解を有せらるるや、
商工大臣水谷長三郎君並びに安本長官
和田博雄君に、この第二の質問に対し
御答弁をお願いいたしまして、降壇い
たします。(拍手)

〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣(和田博雄君) ただいまわ

が國の鉄鋼の实情とその対策につきま
して、はなはだ示唆に富んだ御意見を
拜聴いたしました。ただいま日本の經
済で一番縮小再生産に悩んでおります
るのは、お話のように鉄鋼でありま
す。鋼材の關係であります。これは政
府としましては、鉄鋼の生産に關しま
しては、お話のように年次計画といた
しまして、七十二万トンの計画を立て
たのであります。しかし、それにはお
話のように前提がありまして、北支炭
を二十八万トン、重油を十五万キロリ
トル輸入するという前提があつたわ
けであります。それらの前提につき
ましては、これの実施がなか／＼困難
でありまして、従ひましてわれ／＼と
いたしましては、普通鋼材の生産等
につきまして、ここに計画通りの生
産をあげることがなか／＼困難な実情
になつてきておりますことも、御意見
の通りであります。

これに對しまして、われ／＼といた
しましては、ただいまお話の中にあり
ましたように、あるいはくず鉄の利用
であるとか、またその他の種々の方策
を講じておるのでありますが、何とし
ましても、計画を立てましたときの前
提條件を充足するというに、政府
としましては懸命の努力を拂つておる

わけであります。殊にお話の中にあり
ました伸鉄計画、あるいは再圧延等に
つきましては、第三四半期以降は約
五〇%ほどの増加を見込みまして、計画
の中に織りこんで、われ／＼といたし
ましては、最初の七十万トンの計画の
実現に努力をいたしておるわけであり
ます。しかしながら、これらのものに
はあまりに多くを期待することもでき
ませんので、さしあたつて、差迫つて
おる問題の解決といたしましては、製
品の輸入を司令部側に懇請いたしてお
る次第であります。

また將來の日本の鉄鋼業のあり方に
ついて、一貫作業があるいは單純の平
炉によるものであるかという点につき
ましては、われ／＼といたしまして
は、やはりこれは両方の方法を並行し
てやつていくのが適當ではないかと、
かように考えております。その他の点
につきましては、商工大臣からお答え
いたすことと思ひます。

〔國務大臣水谷長三郎君登壇〕
○國務大臣(水谷長三郎君) ただいま
非常に示唆に富む御質問をいただき、
得るところ多大なることを感謝いたし
ます。目下商工省といたしましては、
鉄鋼の生産隘路の打開に必死になつて
おりますが、何分鉄鉱石、銑鉄、燃

料等の輸入が、ただいま和田君の申し
ましたように、当初の予定通りまい
りませんので、現在のところ、打開策
といたしましては、ただいまの御質問
者の御計画と同様な方向に沿つて極力
善処する以外に方途はないと思われ
る次第でございます。

御質問の点に關しまして、具体的に
お答へ申し上げますならば、第一点と
いたしまして、銑鉄一貫作業の可否で
ございするが、これを可とする場合
も、否とする場合も、いずれも輸入に
またなくてはならぬことは言うまでも
ございせん。前者の場合におきまし
ては、鉄鉱石、原料炭の輸入を、後者
の場合におきましては、銑鉄、半製品
の輸入を海外より期待せねばなりませ
んのありますが、鉄石、石炭は、そ
の輸入先は主として支那大陸でござい
まして、銑鉄、半製品はインドもしく
は米國を輸入先といたしておる次第で
ございす。さしあたりといたしまし
ては、銑鉄が不足しておりますので、
苦しい石炭を熔鉱炉に向け、高炉作業
による銑鉄生産を行いますとともに、
電気銑の生産を併行いたしまして、銑
鉄の供給をはかつておるのであります
が、銑鉄の輸入を申請により、現下

の需給の逼迫を極力緩和したいと考え
ておる次第でございます。この場合、
いづれの輸入がより早く実現するか。
われ／＼といたしましては、焦眉の急
を救うためには、輸入実現の容易な
方面に重点を向けるのが至当と思わ
れるのであります。ただこの方面
の情報が未だ明確でなく、鉄鋼一貫作
業の可否を決定して実行に移すとい
うことについての自由は、著しく束縛せ
られざるを得ないような状態でござ
います。われ／＼といたしましては、輸
入関係の明確になるまで、二本建て
くよりしかたがないと思われる次第
でございます。

次に、鉄鋼の活用でございますが、
これは極力活用するよう努力中ござ
いまして、またこれと並行して、鉄
の処理、在庫の調査等を進めており
ますが、目下の見当では、新鉄に対
し二割ないし三割の鉄混入が在庫状
況及び技術的に見て可能なりと見越
しておる次第であります。電磁鉄は目
下の改良に努力を拂つておるような
次第でございます。不用鋼材、上物く
鉄のいわゆる再圧延、リロールは着々
実施いたしまして、第一、第二四半期

におきましては、伸鉄業と合わせま
すと約三万トン強の生産を計画して
おる次第でございます。後半期にお
きまして、さらに強化の予定であり
まして、目下の見透しでは、本年
中この方式による生産数量は約十
万トンぐらゐと考へておる次第
でございます。くず鉄は最近まで
指定生産資材でなかつた関係上、
調査が遅れておりまして、目下
鋭意資料蒐集中でござい
ます。くず鉄回収の作業も速やか
に計画して行方努力いたすつもり
であります。

特殊鋼塊の処理は、技術委員会を
開き、相当活潑なる研究をして
おりますが、技術的の面から、た
だちに大幅に活用することは見込
薄の現状でございます。電炉鋼塊
の増産は、電力の予想以上の不足
の見透しのため、本年度計画以上
の増産を行うことはむづかしい状
況でございます。電炉の活用とい
うことは、本年度計画におきま
しきわめて重要な事項として取上
げ、少くとも豊水期間は、電極の
続く限り最大限の利用を計画して
おる次第でございます。

粗悪炭、亜炭の活用も非常に必要の

ことと思われませんが、目下のところ、
これがための設備の改良等が自由
に行いたる事情でございますので、
十分の活用がはかれないのがき
わめて残念でございます。

以上の諸点より見まして、御質問
にある各種の方策はみな有効適切
なる方策と存する次第でございます
が、時期の問題等のため、お申出
の数字は達しがたいのではないかと
思われます。御趣旨である七十万
トン以上への飛躍は、輸入事情が
思わざる好轉を示さない限り望
みがたいように思われる次第
でございます。

御質問中の各種の方策につきまして
は、経済安定本部と協力いたしま
して、積極的に実行に移すともに、
鋭意調査研究を行う所存でござ
います。以上、簡単に御答弁申し
上げます。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 去る二十三日の
会議における酒井俊雄君の質疑に
対し、内務政務次官より発言を求
められております。これを許しま
す。内務政務次官長野長廣君。

〔政府委員長野長廣君登壇〕

○政府委員(長野長廣君) 先般の自由
討論におきまして、酒井俊雄議員
より御質問に相なりました地方制
度に関する問題等について、簡単
にお答えをいたしたいと存じます。

府縣の区域を統合すべきものと思
うが、いかがであるか、これに
対する考慮があるかないか、こ
ういふ御質問であります。府縣
の現在の区域が、経済、交通等
の変遷によつて不適当なものに
なつておる部分のあることは、
事実であると思ひます。従つて
行政区画といふことは、府縣民
の社会生活と経済生活の両面
において一致せしめるよう
に努力いたさなければならぬ
次第であります。府縣区画の変
更論はきわめて妥当であると存
じます。ただ實際問題といたし
ましては、それ／＼の府縣には、
その府縣の歴史があり、傳統
があるのであります。しかし、こ
れらをもつて社会協同体として
活動をしておりまして、また
廢合の及ぼす行政上の混乱に
ついては、十分慎重に調査研究
をいたしまして、十分慎重に調
査研究を

続けまして、きわめて民主的に行
うべきものであると存じておる
次第であります。

第二に、遊覽都市等特別の施設を
もつておる都市にふさわしい制
度を設ける必要があるのかとい
ふ御質問であります。都市がそ
れ／＼の特性に應じて、あるは
遊覽都市であるとか、あるは工
業都市であるとかいふふうに
発達をすることは、きわめて望
ましいことと存じます。しかし、
都市の政治組織の基礎は同一
の法律によつて定められてお
るのであります。従ひまして、
實際の運営上において、その利
益の上において、それ／＼の特
質に基いて運用いたしまして、
この運用の上から現われるところ
の特色を出すということが最も
望ましいことであると存する次第
であります。

第三に、同種單位の連絡調整機關
の必要についてのお尋ねであり
ますが、まことに御同感でござ
います。地方自治法においても、
これを予想いたしまして、第二
百九十八條以下に、地方公共
團體の協議会に関する規定を
設けてあります。府縣と府縣の
間、市町村と市町村の間にそれ
／＼の別々の協議

職体をつくつて、公共団体の事務の連絡調整をはかることになつておるのであります。今後大いにこの制度の自主的活用を期待いたしておる次第であります。

第四に、固有事務と委任事務との限界は何かであるかという御質問であります。御承知の通り、地方自治法におきましては、本来一般的に地方公共団体の事務とされておるものが固有事務であり、本来國の仕事ではあるが、その性質上個々の特別法によつて、個別に地方団体に委任されて行われる事務が委任事務であるのであります。

あつたならば、かえつて特別の國家行政機関の濫設を招く次第でありますから、これは差控えるべきものではないかと思ひます。固有事務と委任事務とは、御所論のごとくよく本質を考へてそれ／＼処理しなければなりません。兩者のうるわしい調和に努めまして、相まつて地方自治の完全な発達に努めたいと存じておる次第であります。

第五に、地方の公吏は、府縣廳では從來官吏であつたものが公吏になつたものが多い。特に新憲法におきまして、地方自治法施行後は、その精神に則つて府縣民の公僕として奉仕努力をしなければならぬことは、お話の通りでございます。政府といたしまして

も、一般官吏に関する公務員法の施行と相ましまして、地方公吏についても、そのきわめて根本的な制度の樹立をはかり、詳細の決定実施は当該自治体の自主的活動にまつてやるような方向で、目下鋭意研究を進めておる次第であります。

第六に、特別市の設置をいかに考えておるかということがあります。特別市の設置は、府縣の区域より市を独立させ、府縣と同格にせんとするものであります。特別市の設置は、實際上府縣の分割のごときものでありますから、市と残存郡部との間の事務上の問題、財産の問題、施設等の問題、これらを分割するという複雑な事柄がつきま

つておるのであります。さらにまた特別市の設置に伴い、府縣單位の行政機関であるとか、あるいは裁判所であるとか、各種の團體であるとかいうものを分割するかどうかという問題も生じてくるのであります。政府といたしましては、前申し述べました財産、施設等の問題、各種機関の分割のような問題、府縣側と市の側との利害の相反する問題について、目下鋭意調査を進めておるのであります。そうして、適切な調整案が得られましたならば、鋭意これによつてこの事業を進めてみたいと考えておるのであります。しかしして、この特別市制をいつからどこに施行するかという具体的問題につきましては、國家最高の意思決定機関たる國會の最善の判断に待つことが最も緊要なことと考えておる次第であります。

最後に、これは特に附添えて申し上げますが、警察官の員数についての御質問がありました。これはただいま關係方面と慎重交渉を進めておる次第でありますから、員数においては、ここに差控えたいと存する次第であります。御了承を願ひます。

また警察官の教養問題につきましては、從來大いに努力いたしておりましたが、今やわが國の國民生活及び世態人情一切に向つて変革を生ずべき時期に到達しておる次第で、警察官についても大いに素質の改善をはからねばならぬと思ひますから、今後はさらにこの方面に創意工夫を重ねまして、國民の期待に副い得るようにいたしたいと考えておる次第であります。これをもつてお答えいたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後四時十八分散會

出席國務大臣

大藏大臣 栗栖 越夫君

厚生大臣 一松 定吉君

商工大臣 水谷長三郎君

國務大臣 和田 博雄君

出席政府委員

野田 信夫君

内務政務次官 長野 長廣君

大藏政務次官 小坂善太郎君

商工事務官 始關 伊平君

衆議院會議録第二十三号中正誤

頁段行

二五三 〇 事務に 事務で

二五五 三 表にまし 表にし

二五九 二 出さし 出さし

二五九 三 地方 地方

二六二 三 肥料代 肥料代

二六二 三 資の配給 資の配給

二六二 三 徴収 徴収

二六二 三 徴収 徴収

二六二 三 徴収 徴収

二六二 三 徴収 徴収

二六二 三 徴収 徴収

二六二 三 徴収 徴収

衆議院會議錄第二十四号中正誤

頁段行

誤 正
十三行と十四行は入れか

三九

五 朗統 朗読

〃 四二

〃 哀心 衷心

〃 四三

〃 通貨 通貨

〃 四四

〃 方づけて 片づけて

〃 四五

〃 代り、 代りに、

〃 二六

〃 もと もつと

〃 二五

〃 時間 を 時間 を

衆議院會議錄第二十五号中正誤

頁段行

誤 正

〃 二五

〃 昭和二十

〃 二七

〃 昭和二十四

〃 二八

〃 昭和二十四

〃 二九

〃 昭和二十四

〃 三〇

〃 昭和二十四

〃 三一

〃 昭和二十四

〃 三二

〃 昭和二十四

〃 三三

〃 昭和二十四

〃 三四

〃 昭和二十四

〃 三五

〃 昭和二十四

〃 三六

〃 昭和二十四

〃 三七

〃 昭和二十四

〃 三八

〃 昭和二十四

〃 三九

〃 昭和二十四

〃 四〇

〃 昭和二十四

〃 四一

〃 昭和二十四

〃 四二

〃 昭和二十四

〃 四三

〃 昭和二十四

〃 四四

〃 昭和二十四

〃 四五

〃 昭和二十四

〃 四六

〃 昭和二十四

〃 四七

〃 昭和二十四

〃 四八

〃 昭和二十四

〃 四九

〃 昭和二十四

〃 五〇

〃 昭和二十四

〃 五一

〃 昭和二十四

〃 五二

〃 昭和二十四

定價一部一四四十錢

發行所
東京都新宿区
電話九段五〇三〇
振替東京一九〇〇
印刷局